

令和2年度「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」 【実施要領】

平成28年度から毎年実施し、平成31年1月の中央教育審議会答申を踏まえて全面的にリニューアルした本調査ですが、今年度の本調査については、新型コロナウイルス感染症対応に伴う教育委員会等における負担を考慮し、調査項目を昨年度と同調査と比べて約8割を削減し必要最小限の項目に限定するとともに、感染症対応等に伴う勤務実態の影響等を把握するための調査として実施させていただきます。なお、今回、調査内容から除外した項目についても、取組の必要性・重要性には変わりはないため、参考までに前回調査の質問項目を参考にチェックリストを作成しましたので、施策推進に当たってご活用いただきますようお願いいたします。

1. 調査基準日 令和2年9月1日

2. 調査対象

都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、市区町村教育委員会
(特別区、広域連合、共同設置の教育委員会を含み、一部事務組合を含まない)

※ 各教育委員会が「所管」している各学校に対する取組状況についてお答えください。
(各学校に回答を求める調査ではありません。)

※ ただし、「4. 好事例」については、都道府県教育委員会におかれては、都道府県立学校における取組に加えて、域内の小中学校等の状況も含め、お答えください。(域内の市町村教育委員会の回答と重複しても構いません)

※ 市町村合併等により、令和2年9月1日時点で存在しない教育委員会は調査対象外とします。

3. 回答期限 令和2年10月30日(金)(厳守)

4. 回答方法

10月上旬にお知らせするURLにアクセスし、教育委員会毎にWEB上で回答してください。

※都道府県において市町村の回答を集約する形式ではありません。

※回答内容によっては、e-mailで資料の提出をお願いしている設問があります。

5. 調査結果の公表

調査結果については、教育委員会単位で実施状況を公表(12月末を予定)予定

※ただし、以下の質問の公表の扱いは、次のとおりとする予定です。

- 【問3(各月の勤務実態)】は、教育委員会において把握されているかどうかを問う調査であるため、調査を機に学校に改めて調査をすることがないようお願いいたします。
- 【問3】については、教育委員会によって、集計方法や対象とする時間・職員の範囲等が異なるため、回答いただいた具体の数字については、教育委員会単位では公表せず、回答があった都道府県・市区町村のデータ等を分析の上、国全体で見取れる月別の傾向等をとりまとめて公表する予定です。ただし、前回と同様に、教育委員会において、当該問に回答できたか否かについては、教育委員会単位で公表します。
- 【問7(好事例)】は、事例の中からいくつかピックアップした上で、令和元年度と同様に概要等をまとめ公表する予定です。(該当する教育委員会には、発表資料の文面等は別途ご相談いたします。)

6. その他

各教育委員会のセキュリティ上、WEB形式での回答が困難な場合は、電子メールでの回答(word)をお願いする予定です。

令和2年度「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」
【調査票】

所属区分	
団体コード	
都道府県教育委員会の場合	
政令指定都市教育委員会の場合	
市区町村の教育委員会の場合	
働き方改革・業務改善担当部署	
働き方改革・業務改善担当者の役職	
働き方改革・業務改善担当者の氏名	
電話番号	
所属代表E-mailアドレス	
担当者E-mailアドレス	

1. 教職員の勤務実態の把握

【問1】域内の学校における「在校等時間」等※の把握の方法について、次の中から該当するものを選んでください。（複数回答可）

- ① ICカード、タイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で把握している
- ② 校長等の現認により客観的に把握している
- ③ 庶務事務システムやエクセル等に本人がシステム入力することにより把握している
- ④ ③以外の方法による本人からの自己申告により把握している
- ⑤ その他の方法により把握している
（自由記述： _____）
- ⑥ 把握していない

※「在校等時間」等：「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「指針」）に定める「在校等時間」又は在校等時間に類する時間（勤務実態として教育委員会が把握されている時間を想定しています）

（参考）働き方改革推進法による改正（平成31年4月1日施行）後の労働安全衛生法体系において、タイムカードによる記録、電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法による労働時間の状況の把握が事業者の義務とされたことを踏まえ、指針において、在校時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測し、校外の時間についても、本人の報告等を踏まえてできる限り客観的な方法により計測することとしている。

【問2】教育委員会で把握している学校の範囲について、次の中から該当するものを選んでください。

- ①すべての学校における「在校等時間」等を把握している
- ②一部の学校の「在校等時間」等を把握している

【問3-①】（問2で①と回答した場合はすべての学校の状況を、②の場合は、把握している学校のみのお答えください。）

域内の学校における教職員のうち、以下の各月について、「在校等時間」等の総時間から所定の勤務時間の総時間を減じた時間について、教育委員会で把握している範囲内で、お答えください。

※ 回答時点において、教育委員会にデータが集約されておらず、各学校に確認しないと回答できない場合については、回答不要です。

（各年度における在校等時間等の調査部分）

令和元年度（前回）調査分 R2年度（今回）調査分

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H30												
R1												
R2												

①45時間以下、②45時間超～80時間以下、③80時間超～100時間以下、④100時間超である教師等のそれぞれの人数について、学校種毎に記入してください。

【学校種別】

幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）、小学校（義務教育学校前期課程含む）、中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程含む）、高等学校（中等教育学校後期課程含む）、特別支援学校

		幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
R1 7月	①45h以下	人	人	人	人	人	人
	②45h超-80h以下	人	人	人	人	人	人
	③80h超-100h以下	人	人	人	人	人	人
	④100h超	人	人	人	人	人	人
	合計人数	人	人	人	人	人	人
8月	①45h以下	人	人	人	人	人	人
	②45h超-80h以下	人	人	人	人	人	人
	③80h超-100h以下	人	人	人	人	人	人
	④100h超	人	人	人	人	人	人
	合計人数	人	人	人	人	人	人
R2 4月	①45h以下	人	人	人	人	人	人
	②45h超-80h以下	人	人	人	人	人	人
	③80h超-100h以下	人	人	人	人	人	人
	④100h超	人	人	人	人	人	人
	合計人数	人	人	人	人	人	人
5月	①45h以下	人	人	人	人	人	人
	②45h超-80h以下	人	人	人	人	人	人
	③80h超-100h以下	人	人	人	人	人	人
	④100h超	人	人	人	人	人	人
	合計人数	人	人	人	人	人	人
6月	①45h以下	人	人	人	人	人	人

	②45h超-80h以下	人	人	人	人	人	人
	③80h超-100h以下	人	人	人	人	人	人
	④100h超	人	人	人	人	人	人
	合計人数	人	人	人	人	人	人
7月	①45h以下	人	人	人	人	人	人
	②45h超-80h以下	人	人	人	人	人	人
	③80h超-100h以下	人	人	人	人	人	人
	④100h超	人	人	人	人	人	人
	合計人数	人	人	人	人	人	人
8月	①45h以下	人	人	人	人	人	人
	②45h超-80h以下	人	人	人	人	人	人
	③80h超-100h以下	人	人	人	人	人	人
	④100h超	人	人	人	人	人	人
	合計人数	人	人	人	人	人	人

【問3-②】

上記の表の合計人数に含まれる職種すべてに☑をいれてください

- 校長 教頭・副校長 主幹教諭・指導教諭 教諭 助教諭 養護教諭 養護助教諭
 栄養教諭 講師 事務職員 学校栄養職員 学校図書館事務員、看護師、用務員等の職員

【問3-③】

上記で算出している「在校等時間」等に含まれる時間について、該当するものすべてに☑をいれてください。

- 校内に在籍している在校時間（平日）
 校内に在籍している在校時間（休日・週休日）
 校外での勤務（出張、研修等）の時間（平日）
 校外での勤務（出張、研修等）の時間（休日・週休日）
 各地方公共団体が定める方法によるテレワーク等による時間

（参考）働き方改革推進法による改正（平成31年4月1日施行）後の労働安全衛生法体系において、

- ・ 事業者は、一週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1月当たり80時間を超えた労働者等に対し、通知しなければならないこと、
- ・ 医師による面接指導の対象となる労働者の要件が、一週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1月あたり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者に見直されたこと、

などが規定された。

【問4】新型コロナウイルス感染症対策のために、令和2年6月～8月において、域内の概ねの学校において実施されていた項目について、学校種ごとに該当するものすべてを選んでください。【複数回答可】

- | | |
|---|---|
| <p>①土曜日の活用</p> <p>③平日における授業時間数の増加</p> <p>⑤分散登校の実施</p> <p>⑦部活動の活動時間の短縮又は自粛</p> | <p>②長期休業期間の短縮</p> <p>④教育課程に位置付けない補習の実施</p> <p>⑥教員による清掃・消毒作業</p> <p>⑧学校行事の中止・延期または縮小</p> |
|---|---|

幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校

2. 改正給特法の施行を踏まえた対応状況

【問5】 令和元年12月に公布された給特法の一部を改正する法律による改正後の給特法について、以下の質問にお答えください。

【問5-①】「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「指針」という。）について

（ア）＜都道府県・指定都市教育委員会のみ＞

・指針を踏まえ、服務監督権者である教育委員会が定める上限方針（所管する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針。以下同じ。）の実効性を高めるための条例の整備状況について、次の中から該当するものを選んでください。

- ① 令和元年度中の議会において条例改正を行った。
- ② 令和2年度（4月～8月）の議会において条例改正を行った。
- ③ 令和2年度（9月～3月）の議会において条例改正を行う予定である。
- ④ 条例に明確な根拠となる規定が既に整備されており、条例改正は行わない。
- ⑤ 条例の整備については検討中である。

（イ）＜全ての教育委員会＞

・指針を踏まえ、上限方針を教育委員会規則等として位置づけるなどの規則等の整備状況について、次の中から該当するものを選んでください。

- ① 令和元年度中に規則等の整備を行った。
- ② 令和2年度（4月～8月）において規則等の整備を行った。
- ③ 令和2年度（9月～3月）において規則等の整備を行う予定である。
- ④ 規則等の整備については検討中である。

【問5-②】 休日の「まとめ取り」のための1年単位の変形労働時間制について

＜都道府県・指定都市教育委員会のみ＞

・休日の「まとめ取り」のための1年単位の変形労働時間制に関する条例の整備状況について、次の中から該当するものを選んでください。

- ① 令和2年度の議会において条例の整備を行う予定である。
- ② 時期は未定だが、条例の整備を行う予定である。
- ③ 条例の整備を行う予定はない。
- ④ 条例の整備を行うか否かを含めて検討中である。

3. 具体の取組状況

【問6】次に掲げる取組状況について、

【a:既に実施した又は実施中】

【b:実施に向けて検討中】

【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】

【d:学校種の性質上、検討する余地がない】

のいずれかを選択してください。

※●：前回調査と同様の質問あり

		a, b, c, d
①●	所管の学校の働き方改革又は業務改善に関して、時間外勤務の縮減に向けた業務改善方針や計画等を策定している	
②●	学校における業務改善の取組の促進にかかる定量的なフォローアップを実施しており、業務改善のPDCAサイクルを構築している	
③●	部活動について、部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている	
④	臨時休業に伴う学習の遅れを取り戻すための補習等、新たな教員の負担を軽減するために学習指導員等の人材の参画を図っている	
⑤	事務作業や電話・来客対応、消毒作業等、教員の負担軽減のためにスクール・サポート・スタッフをはじめとした人材の参画を図っている (a, bを回答した場合) <input type="checkbox"/> スクール・サポート・スタッフ等として雇用されている人材の配置※ <input type="checkbox"/> 地域住民との連携・協働 <input type="checkbox"/> 保護者の協力 ※市区町村においては都道府県で雇用されている人材の場合も含む	
⑥●	学習評価や成績処理について、ICTを活用（校務支援システム等の活用等）して、事務作業の負担軽減を図っている	
⑦●	教育委員会等から学校に向けた調査・統計業務を削減している	
⑧●	学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる公会計化制度を採用すると共に、給食費の徴収・管理を地方公共団体や教育委員会で対応している	
⑨●	学校閉庁日の設定をしている (a, bを回答した場合) 年間の設定期間について、あてはまるものに☑してください。 <input type="checkbox"/> 5日未満 <input type="checkbox"/> 5日～10日未満 <input type="checkbox"/> 10日～15日未満 <input type="checkbox"/> 15日以上	
⑩●	勤務時間外における保護者や外部からの問い合わせ等に備えた留守番電話の設置やメールによる連絡対応の体制を整備している	
⑪●	学校事務の共同実施をしている	
⑫	域内の学校において、労働安全衛生法に定められているストレスチェックを実施している (a, bを回答した場合) <input type="checkbox"/> 学校規模に関わらずすべての学校で実施 <input type="checkbox"/> 50人以上の学校でのみ実施	

4. 好事例

【問7】域内の学校における働き方改革の具体の取組事例についてご記入ください。

(都道府県教育委員会におかれても、域内の小中学校等含め、お答えください)【5つまで】

特に、コロナ禍だからこそ進んだ働き方改革に関する取組について、積極的にご紹介頂きますようお願いいたします。

※取組の関係資料等がある場合は、提出をお願いいたします。

①学校名
②学校種
<input type="checkbox"/> 幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む） <input type="checkbox"/> 小学校（義務教育学校前期課程含む） <input type="checkbox"/> 中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程含む） <input type="checkbox"/> 高等学校（中等教育学校後期課程含む） <input type="checkbox"/> 特別支援学校
③取組分野（複数選択可）
<input type="checkbox"/> 勤務時間の意識づけに関する取組 <input type="checkbox"/> 教育課程等（日課表の見直し、カリキュラム、教科担任制、行事の精選等）に関する取組 <input type="checkbox"/> 校務分掌（業務の平準化、業務削減等）に関する取組 <input type="checkbox"/> 環境整備（職員室のレイアウト変更、備品管理等）に関する取組 <input type="checkbox"/> GIGA/ICT活用（成績処理、Webによるアンケート、ファイルサーバの共有、テレワーク等）に関する取組 <input type="checkbox"/> 部活動（外部人材、地域移行等）に関する取組 <input type="checkbox"/> 外部人材の活用（地域学校協働本部、地域ボランティア等含む）に関する取組 <input type="checkbox"/> 主幹教諭の活用に関する取組 <input type="checkbox"/> 事務職員の活用に関する取組 <input type="checkbox"/> その他
④新型コロナウイルス感染症対応が契機となり進んだ取組かどうか
<input type="checkbox"/> 関係あり <input type="checkbox"/> 関係なし
⑤直面していた課題（取組前の様子）
例) 高学年の担任中心に帰宅時間が遅く、月の時間外勤務が80時間超の教員が3割もいる状況だった。
⑥在校等時間の縮減に向けた具体の取組内容
例) 夏休みを短縮し授業時間を確保することで、6時間授業が週5日あったところを、週3回までに減らし、児童の帰宅時間を早めることで放課後の作業時間を確保し、結果、帰宅時間も一人当たり30分以上早まることとなった。